

許認可等標準処理日数一覧表(出納局)									
区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
地方自治	1 証紙の売りさばき人の指定(2以上の広域振興局の所管区域において証紙を売りさばく者に係るものに限る。)	岩手県収入証紙条例(昭和39年岩手県条例第39号)第5条第1項	15			会計課	15		
地方自治	2 証紙の売りさばき人の指定(2以上の広域振興局の所管区域において証紙を売りさばく者に係るものを除く。)	岩手県収入証紙条例第5条第1項	20	広域振興局審査指導監	5	会計課	15		
地方自治	3 証紙の売りさばき所の変更又は増設の承認	岩手県収入証紙条例施行規則(昭和48年岩手県規則第27号)第10条第2項	7			広域振興局審査指導監	7		
地方自治	4 証紙の誤購入等による還付	岩手県収入証紙条例施行規則第19条第1項	15			広域振興局の審査指導監及び土木部土木センター(北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センターに限る。)	15		

備考1 「経由日数」とは、経由機関の事務所に申請書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に到達する前までの日数をいう。

2 「処理日数」とは、主管課等の事務所に申請書等が到達した日から起算し、当該申請に係る許可認可等の文書を発送するまでの日数をいう。ただし、協議機関の協議日数を除く。

3 「協議日数」とは、協議機関の事務所に協議書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に当該協議書に対する回答書が到達するまでの日数をいう。

4 標準処理日数欄に「法令」と表示されている日数の期間については、同じ項の法令欄に掲げる法令に定める算定方法によるものである。